様式第15号（第9条関係）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 第　　　　　号  年金証書 |
| (４) | (１) |
| 受給権者の氏名  生年月日　　　　　年　　月　　日  補償の種類  支給開始年月　　　　　年　　　月  丸亀市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定により上記のとおり支給します。  （教育委員会の長の職氏名） | （注意事項）  （別記のとおり） |
| (２) | (３) |

別記

［注意事項］

１　この証書は丸亀市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「条例」という。）によって傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから大切に保管してください。

２　この補償は、毎年２月、４月、６月、８月、10月及び12月に、それぞれの前月までの分を支払います。

３　次の場合に該当することとなったときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を教育委員会に届け出るとともに、あわせてこの証書を提出してください。

(１)　氏名又は住所を変更した場合

(２)　この年金と同一の事由によって現に支給されている国民年金の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第87条第１項、同法附則第78条第１項若しくは同法附則第32条第１項の規定による年金の額が変更され若しくはその支給を受けられなくなった場合又は厚生年金保険法若しくは国民年金法の規定による年金の支給を受けることとなった場合、その額が変更された場合又はその支給を受けられなくなった場合

(３)　傷病補償年金においては、その傷病等級に変更のあった場合

(４)　障害補償年金においては、その障害等級に変更のあった場合

(５)　遺族補償年金においては、その算定の基礎となる遺族の数に増減を生じた場合

(６)　遺族補償年金で受給権者が妻１人だけの場合において、その妻が55歳に達したとき（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則別表第３の障害等級の第７級以上の障害の状態にあるときを除く。）。

(７)　遺族補償年金で受給権者が妻１人だけの場合において、その妻が政令別表第３の障害等級の第７級以上の障害の状態になり、又はその状態でなくなったとき（55歳以上であるときを除く。）。

４　この補償を受ける権利は、譲り渡したり、担保に供することはできません。また、差押さえを受けることもありません。

５　年金受給権者（遺族補償年金の場合にあっては被災学校医等の妻であった者に限る。）が、銀行等の金融機関の少額預金の利子所得等の非課税取扱いを受けようとする場合は、年金証書を金融機関に提示することにより非課税の取扱いが認められます。

６　この証書を亡失又は損傷したときは、様式第16号により再交付を丸亀市教育委員会に請求してください。また、証書の記載事項に変更が生じた場合は、この証書と引き替えに新しい証書を交付します。

７　あらかじめ丸亀市教育委員会からその必要がないと通知された場合を除き毎年２月１日から同月末日までの間に、丸亀市教育委員会に対し障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。

８　この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を丸亀市教育委員会に返納してください。年金を受ける権利を失う場合は、次のいずれかに該当した場合です。

(１)　傷病補償年金の場合

ア　受給権者が死亡した場合

イ　政令別表第２の傷病等級に該当しなくなった場合

(２)　障害補償年金の場合

ア　受給権者が死亡した場合

イ　政令別表第３の障害等級の第７級以上に該当しなくなった場合

(３)　遺族補償年金の場合

ア　受給権者が死亡した場合

イ　受給権者が婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をした場合

ウ　直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となった場合

エ　養子離縁によって死亡した学校医等との親族関係が終了した場合

オ　受給権者が死亡した学校医等の子、孫、又は兄弟姉妹であるときは、その者が18歳に達した日以後の最初の３月31日が終了した場合（その者が学校医等の死亡のときから引き続き政令別表第３に定める第７級以上の障害の状態にある場合を除く。）

カ　政令別表第３に定める第７級以上の障害の状態にあることにより受給権者となっている者がその状態でなくなった場合

９　丸亀市教育委員会から報告又は出頭等を求められたときには、正当な報告、文書その他の物件の提出又は医師の診断を受けてください。